

国境離島での創業や 事業拡大を支援します！



有人国境離島法による

支援制度をオススメします

国境離島地域の保全や維持を目的とした「有人国境離島法」*が昨年4月に施行されました。県内の国境離島地域では、この法律に基づく国の支援制度を積極的に活用し、新たな雇用の場を創出する取組を進めています。島内だけでなく、島外の皆さんにもこの制度を活用していただくことで、市町と一体となって長崎県の“しま”の活性化を図っていきます。

※「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」
(本県選出国議員を中心とした議員立法で成立)

公募

創業・事業拡大(雇用機会拡充)への支援制度

国境離島地域(対馬、壱岐島、五島列島)において、新たな雇用を生む創業または事業拡大を行う民間事業者の方に対して、設備投資資金や人件費、広告宣伝費などを支援します。(重要な取組は最長5年支援)

対象者

国境離島地域内に居住して創業する方
国境離島地域内の事業所において事業拡大を行う方 など

※雇用の増加が必須。国境離島地域以外の事業者も対象

補助対象経費

設備費、改修費、広告宣伝費、店舗等借入費、人件費、研究開発費、
島外からの事業所移転費、従業員の資格取得・講習受講経費

補助金の年間上限額

※()内は補助対象事業費の年間上限額。
補助率: 3/4

- ①創業 450万円(600万円)
- ②事業拡大 1,200万円(1,600万円)
- ③設備投資を伴わない事業拡大 900万円(1,200万円)

問合せ先

対馬市しまの力創生課	☎0920-53-6111
壱岐市観光商工課	☎0920-48-1135
五島市商工雇用政策課	☎0959-72-7862
新上五島町観光商工課	☎0959-42-3853*
小値賀町総務課	☎0959-56-3111
佐世保市地域政策課	☎0956-25-9708
西海市島の暮らし支援室	☎0959-37-0122

※7月1日以降は ☎0959-53-1131に変更

支援制度の活用を
希望する方へ

事業計画書等の提出が必要です。来年度事業の募集は、今年11月頃から開始する予定です。また、今年度途中からの事業を募集する場合があります。詳しくは、県・市町のホームページなどでお知らせします。相談は、随時受け付けています。

これまでの活用事例

支援制度が始まった昨年度は、県全体で116件の事業が行われ、340人の新規雇用につながりました。今年度は約280人の新たな雇用創出が計画されています。(平成30年5月末現在)

しまへUターンし、イタリアンレストランを開業



空き家をリフォームした店舗



石釜で焼くピザは
看板メニューのひとつ

今年3月、田園風景が広がる五島市岐宿町の国道沿いに「島食Gino」がオープンしました。

オーナーシェフの柳野達治さん(五島市出身)は、島外のレストランなどで経験を積んだ後、独立を検討する中、新たな支援制度の創設を知り、故郷でのチャレンジを決断されました。

このように、U・Iターン者が本制度を活用し、創業等に取り組む事例が増えています。

問合せ 県の地域づくり推進課 ☎095-895-2247

ながさきの国境離島

検索